

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進事業関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、健康増進事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、個人情報の保護及び取扱いに関する内容を契約に含めている。

評価実施機関名

笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業関係事務
②事務の概要	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進事業対象者の健康の保持増進に関する各種検診等を行う。特定個人情報ファイルは、健康増進法による各種検診等の対象者の把握等に使用する。 番号法別表第二に基づき、必要な情報を副本として中間サーバへ登録し、情報提供ネットワークシステム等を通じて、情報の照会、提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
成人健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一76の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(別表第二の102の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 TEL055(262)4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所保健福祉部健康づくり課 TEL055(262)4111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署	健康づくり課長 石倉 吉男	健康づくり課長 秋山 公代	事後	
平成31年4月1日	I . 5. ②	健康づくり課長 秋山 公代	健康づくり課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和4年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務概要	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進事業対象者の健康の保持	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進事業対象者の健康の保	事前	
令和4年3月2日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連	[実施しない]	[実施する]	事前	
令和4年3月2日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連	—	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(別表第二の102の2の項)	事前	
令和4年3月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月2日	IV リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年3月2日	IV リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	—	十分である	事前	
令和4年3月2日	IV リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	—	十分である	事前	
令和7年2月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業	—	十分である	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業	—	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、入手が介在する局面ごとに人的ミスが	事後	
令和7年2月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する。	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する。	事後	